

相模原市特別支援学級就学奨励費交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育の機会均等の趣旨に則り特別支援学級への就学の特殊事情を考慮し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図るため、特別支援学級就学奨励費(以下「奨励費」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この奨励費の交付の対象は、相模原市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)の特別支援学級に在級する児童又は生徒の保護者とする。ただし、相模原市就学奨励規則(昭和37年相模原市教育委員会規則第7号。以下「規則」という。)第5条の規定により奨励金交付の決定を受けている者は除く。

(交付対象経費)

第3条 奨励費の交付対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食費 学校給食を食するために保護者が負担する給食代
- (2) 通学費 児童又は生徒が、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費
- (3) 修学旅行費 修学旅行(小学校及び中学校を通じて各1回に限る。)に参加した児童生徒の交通費、宿泊費、見学料、体験学習代、食事代、記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費、旅行取扱い料金、看護師費、ガイド代等
- (4) 校外活動費 学校外に教育の場を求めて学校行事として行われる校外活動(宿泊を伴うものについては、修学旅行を除き、年度1回とする。)に必要な交通費及び見学料
- (5) 学用品等購入費 児童又は生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費
- (6) 新入学児童生徒学用品費 新入学児童生徒が必要とする学用品、通学用品(ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき及び帽子等)の購入費

(申請書の提出)

第4条 奨励費の交付を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、毎年度、特別支援学級就学奨励費交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)

に必要な書類を添付し、児童及び生徒の在学する学校長(以下「校長」という。)を経て、教育委員会に提出しなければならない。

(支弁区分)

第5条 教育委員会は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領(昭和50年5月30日付け文初特第324号)の規定により保護者の属する世帯の収入額及び需要額を算定し、交付すべき経費の支弁区分を次のとおり決定する。

(1) 支弁区分2 収入額が需要額の2.5倍未満の世帯 第3条第1号から第7号までに掲げる経費

(2) 支弁区分3 収入額が需要額の2.5倍以上の世帯 第3条第2号に掲げる経費

(交付の決定)

第6条 教育委員会は、第4条の規定に基づく申請書の提出があったときは、書類の審査を行い、奨励費を交付すべきものと認めるときは、第5条に規定する支弁区分を決定し、特別支援学級奨励費交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 前項の認定については、特別支援学級に入級した日の属する月を認定月として交付を決定する。

3 教育委員会は、交付申請者に対して認定に必要とする書類等の提出を求めることができる。

(奨励費の額)

第7条 奨励費の額は、教育委員会が別に定める。

(辞退)

第8条 奨励費の交付を辞退しようとする者は、教育委員会に対し就学奨励費辞退届(第3号様式)を提出しなければならない。

(交付の方法)

第9条 教育委員会は、第3条の交付対象経費を口座振替の方法により交付を決定した保護者(以下「交付決定者」という。)又は交付決定者から受領の委任を受けた者に交付する。

(交付の時期)

第10条 奨励費の交付時期は、教育委員会が別に定める。

(経費報告)

第11条 教育委員会は、第3条に規定する交付対象経費のうち、必要な経費に関する調書の提出を校長に求めるものとする。

(異動届)

第12条 奨励費の交付を受けている者が、住所、氏名若しくは振込預金口座を変更したとき又は交付を受ける資格を喪失したときは、就学奨励費異動届により教育委員会へ届け出なければならない。

(諸帳簿)

第13条 教育委員会は、第3条に規定する交付対象経費に係る関係諸帳簿を作成し、常に交付の状況を明らかにしておくものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。